

提出され、その時々部の資料及び議事録として残っています。これらは、非常に水準の高いレポートですので、今後人材育成に重点を移すカンボディアに対する支援の次の段階で教材として活用していきたいと思っております。

これらの制度は、カンボディアだけではなく、周辺の国にも類似の制度があり、又は改善の議論もあるところですので、研究会での貴重な資料を、今後研修や現地セミナーのときにテキストとして活用していくことが法総研の使命であろうと考えております。

また、今後、草案が国会で審議されるに当たり、なぜこういう制度を採らなかったのかと質問されるでしょうから、それに対する準備としても、また、大学や司法官職養成学校の教科書でも、これらの制度についてどういう検討をした結果草案ができたかにつき、単に日本が支援して日本で採用されていない制度だったからというのではなく、こういう詳細な検討と議論を経たのだということを示す必要がありますから、その意味でも非常に素晴らしいテキストとして活用していかなくてはならないと思っております。

上原 私のほうからも、先ほど竹下さんが指摘された点について補充したいと思っております。日本法を基本としながらも、すべてを日本法どおりとしたわけではありません。欠席判決の制度を導入したり、不動産執行において引受主義を採用したことは、相手国カンボディアの実情あるいは要望を考慮して、あえて日本法とは異なる立法主義をとった例として指摘できます。

三木 そのほか、細かく挙げていけば、当事者恒定主義の採用、争点整理手続の一本化、あるいは訴額による上訴制限など、カンボディア側の要望や実情に応じて日本法と異なる制度を採用したところは、決して少なくありません。

田中 民事裁判への検察官の関与も、珍しいというか、フランス的なものですね。

上原 それは、かつてのカンボディアで、フランス法の強い影響の下で、検察官の関与が制度化されており、現在でもこの制度の維持を要望する意見が強いことから、採用したものです。

3 民事訴訟法作業部会での検討

上原 今度は、民事訴訟法作業部会の様子についてお話をいただきたいと思っております。

松下 先ほどお話があったとおり、作業部会はほぼ

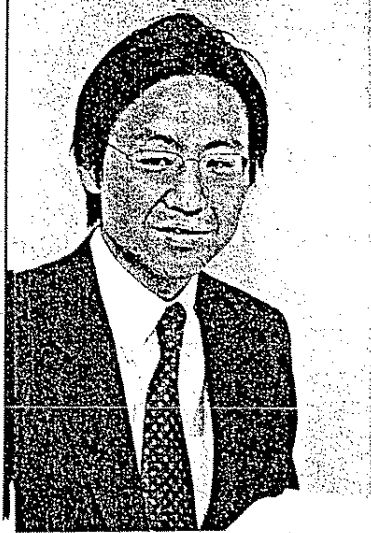
1カ月に1回あるいは2回以上のペースで、原則として作業部会のメンバー全員が出席の上で行われました。先ほど上原さんから「大方針を決めた後、具体的な条文案の起草に入った」というお話がありましたが、その具体的な条文案の起草をさらに細かく分ければ、まず編別構成を固め、次にその編別構成の単位ごとに条文を書いてきたということになるわけです。

この編別構成については、もちろん日本で勝手に決めただけではなくて、現地ワークショップを経てカンボディア側の意向を聞きながら確定していきました。いずれにしても、その編別構成を確定し、その編別構成に従って第1編「通則」から、その中の第1章から順次条文を書き進めていったわけです。

起草は、途中で戻ったりせずに、とりあえず判決手続についてひととおり最後まで条文を作るという方式をとりました。いわゆる読会方式です。民事訴訟法というのは円環的構造をとっていると言われますので、途中まで条文を作ってそこで最初に戻って条文を一から直しても、結局、さらにその後、条文の作成を進めていった関係でまた直さざるを得ないということになりかねませんので、これを避けるためにひととおり通してしまおう。もちろん、問題は都度テイクノートしておいて徐々に直していく、というプロセスをとったということです。

ただ、読会方式とは矛盾しない話ですが、ある条文の内容を検討して結論が出たときに、既に起草した条文で関連して必然的に手直しが必要なものが出てくるわけです。これについては、作業部会は原則として作業部会のメンバー全員が出席することにしていましたので、その都度その条文の起草担当者が随時修正を加えていく、ということをしていました。

大村 その点に関連してもう少し補足させていただきますと、第何編第何章のここは誰という分担を一応決めましたが、分担者の起草した原案に基づいて作業部会で全員で徹底的に議論をしてその内容を深めていきました。カンボディアにとってどういう形がいいのかということを考えながら、場合によっては原案の全面的な書き直しをしたことも相当ありました。その意味で、できあがった最終案は、分担者の個別作業の単なる寄せ集めではなく、作業部会全員の合作であるといえると思っております。



さて、起草の作業を進めていく際の大方針は先ほど三木さんや竹下さんがおっしゃったようなことでしたが、日本が使うのではない、カンボディアが使うもので、なおかつ国際的にみても相当の水準の法律を作らなければいけないということで、自ずから具体的な作業方針もいくつかできていったように思います。

それを4つぐらいに分けて簡単に申しますと、第1は、手続構造の簡明さを重

視するという方針を採用したと思います。

例えば、争点整理手続を1本にするとか、争点整理段階と口頭弁論の段階をきっちり分けるといったようなことが挙げられると思います。従来、カンボディアでは「調査手続」という、ある意味ではかなり乱暴な手続がまず行われて、それから口頭弁論を開くという手順であったわけですが、基本的にその手順自体は尊重して、争点整理を弁論準備手続で行い、その後口頭弁論期日を開く、そういう方針を確立したわけです。

従来の調査手続では証人尋問とか現場検証も含めて、証拠調べをすべてそこで終えてしまう。そこでは、証拠調べが全面的に職権で、しかも双方の対席の保障も必ずしもなしに行われていくと、そういうことであつたと聞いております。その点を改めまして、争点と証拠の整理に必要な限度で、かつ基本的に当事者主義に立脚して双方対席の保障を明確にして口頭弁論の準備を行うという弁論準備手続の規定振りを採用いたしました。

そのほかの例としましては、裁判の形式についての判決・決定・命令という日本の3分類をそのまま持ち込むことはやめ、判決と決定の2種類だけにして簡素化しました。また、判決とはなにか、決定とは、という定義規定を置いたということも、日本法にはない、よりわかりやすくするための工夫であつたかと思えます。

抗告も日本には2種類あるのですが、即時抗告に相当するものだけにして、簡素化を図りました。

第2の方針として、原理・原則に関する条文もできるだけ置くことにした点が挙げられます。日本法にはそのような条文はほとんどありません。

それでも日本では、長年の学説・判例の積み重ねから、当然の前提ということで、なくても何とかなると言えますけれども、これから新しい法典でやっていくカンボディアではそういうやり方は通用しませんので、日本人からは当然と思える原理・原則であっても、基本的に条文を置いていくという方針をとりました。

2条で民事訴訟制度の目的に関する条文を置きましたし、弁論主義のいわゆる第1テーゼや、証拠裁判主義の条文も置きました。また、処分権主義の条文、これは日本民事訴訟法にもあるわけですが、それは当事者の申し立てていない事項について判決をしてはいけないという形ですが、それより前に、当事者が申し立てた事項については裁判所は判決をしなければいけない、きちんと応答しなければいけないという、ごく基本的な事柄が規定されておりませんので、そういう両面にわたる条文を置きました。

第3に、先ほど三木さんからご説明がありましたように、国際的に通用する、20年後の評価にも耐えうるような法典にするという方針を維持しながら、できるだけ相手国の実情とか要望にも配慮したということが挙げられます。

先ほどおっしゃった例のほか、和解前置主義を採用したいというご要望もカンボディア側からありました。しかし、訴えの提起があつた場合に、すべての事件について和解期日を設けて、というようなことは事件の性質とか当事者の意向とかによっては不適切な場合がありますので、弁論準備手続に入った段階で裁判官には和解勧誘の努力義務があるのだということを条文に置く形でカンボディア側のご要望に配慮することにしたわけです。

また、証拠調べは原則として当事者の申出によることにしていますけれども、当事者の能力とか弁護士の数、力量が十分ではないカンボディアの実情を踏まえまして、当事者が提出した証拠だけでは心証形成が困難である場合に限って補充的に職権証拠調べを許容する条文を置きました。そういった点が例として挙げられるかと思えます。

第4点としまして、民事訴訟法の本来的な守備範囲を超えてあえて民事訴訟法案の中に取り込んだものがあります。例えば、第1審裁判所の構成、これは23条、24条の辺りですけれども、本来は裁判所法で書くべき事柄だろうと思えますけれども、カンボディアの裁判所構成法案では控訴審と上告審についてしか規定を置いていないわけです。そ

れについて、裁判所構成法で書くのか、あるいは民事訴訟法側で引き受けるのかについてカンボディア側と協議をいたしましたけれども、協議の結果、第1番の構成についてだけは民事訴訟法の中に取り入れるという選択をいたしました。

26条の事件の分配の方法、これは司法行政事務の問題であるわけですが、カンボディアには裁判所規則の類いの法形式が存在しないということでしたので、民事訴訟法に取り込んだという経緯があります。これは、実践的な意味合いとしましては、発展途上国にありがちな不正を防止するために、原告の意思で裁判官を選択することができないようにしておかなければならない。裁判の公正を確保するためには、これも民事訴訟法の中に入れておくことが必要であるという判断に基づいていたと思います。

ほかにも、例えば準用とか読み替えという形式の規定振りは内容がわかりにくいので、なるべく少なくしようという方針を立ててやっていました。また、日本の条文では1つの文章ですらざらと長く書いてあっても、号立てにできるものは号立てにして列挙してわかりやすくするという方針も採用し、日本の条文に比べてずいぶんわかりやすくなったところもあると思います。

上原 全体の条文数などはどうなのでしょう。大村 そうですね。条文数についてもなるべく少なくしようという方針を立てました。最終的には全体で570カ条ほどになりましたが、これは執行・保全まで含めてですからね。判決手続、執行・保全、それぞれでみますと、かなり条文数は圧縮されています。

上原 日本ですとかかなりのことが最高裁判所規則(民事訴訟規則、民事執行規則、民事保全規則)で規定されていますが、カンボディアでは裁判所規則というものはないので、すべてを法律で規定しなければなりません。そのようなことを計算に入れてごく大ざっぱに言うと、日本法のほぼ半分ぐらいの条文数になっていますね。

松下 条文案作成の具体的な段取りについて少しだけご紹介しておきたいと思います。条文番号の付け方ですけども、先ほど編別構成を最初に決めたという話をしました。その編、章、節、さらに款があれば款で、例えば2編の1章3節だったら2-1-3というような番号を振り、それぞれの節なり款なり、いちばん小さい単位ごとに1条から番号を振って審議をしたわけです。3年間の審議の間

はずっと「2-1-3第2条」という形で条文を特定していました。起草作業も終わり間近になってはじめて通し番号が振られたのです。

はじめから通し番号を振ってしまうと、条文数が増えるたびにその後の条文番号も全部直さなければいけないことになってしまいますが、漏れなく間違えずにやるのはなかなか大変だということでそのような条文の番号の振り方をしたわけです。もっとも、ワープロソフトに習熟すれば、ある条文番号を直せばその条文を引用している他の箇所が自動的に直るように仕組めるのかもしれませんが。

実際に条文を作る際には、各人が作業部会のために準備してくるのはいま申し上げたような仕組みの条文番号、条文の見出し、条文本体、それに加えて注を書いてきたわけです。注には、対応する日本の条文とか参考となる外国の条文の番号、その条文の趣旨や他の条文・制度との関係を簡単に書いたり、あるいは簡単な実例を盛り込んだりしました。言うまでもなく、どういうつもりで条文を作ったかということを明らかにするためです。

実際の作業部会の過程では、ある事柄について条文に盛り込むのか注に書いておけば済むことなのか、ということをずいぶん議論しました。その際、正確性とわかりやすさの折り合いをどこでつけるか、条文数をどのぐらいにするかとの兼ね合いも議論をしました。

三木 大村さんは、日本法と比べて制度を簡明にわかりやすくしたというご紹介をされましたけれども、それと並んで言語表現についても日本法よりもわかりやすく簡明にということ而努力をしました。1つはクメール語への翻訳がしやすいような表現を心掛けた面がありますし、もう1つはカンボディアの場合は法律家といっても十分な専門教育を受けていないわけですから、そうした人に理解可能な表現ということも留意しました。

それがどのくらい成功したかと言われると、若干心許ないところもあって、いま読み返してみても難解な表現がかなり残っているのは否定できません。ただ、実際の作業部会では、先ほど松下さんが正確さとわかりやすさと言いましたが、この言語表現でも正確性とわかりやすさのいずれを選ぶか、という点がいつも非常に悩ましい問題で、しばしば激論が戦わされました。あるいは、この点が最も多く時間を使った部分の1つかもありません。瑣末な点のように思われるかもしれませんが、実際の作業の中では、きわめて重要な作業で

あったという気がいたします。

竹下 いま三木さんが、瑣末なように思われるかもしれないけれども実際に作業を進めていく上では非常に重要だということを指摘されたので、少し事柄の性質は違うのですが、実際に作業を進めていく上で非常に重要だと感じたことを申し上げたいと思います。それは、事務局のことです。松下さんからお話があったように、条文の番号の振り方とか注の付け方とかを、まず通し番号ではなく、章節ごとに番号を付けておいて、しかも、作業部会でいろいろと修正が出てくると、その修正した条文なり、注なりを、前のものと差し替えるわけですね。場合によると、第5次修正というものまであったように記憶しています。そして一定数の条文案が確定すると、今度はそれをクメール語に下訳をする人達に間違いなく回し、現地ワークショップ開催日の2週間前までにカンボディア側に渡せるように手配をする。それで、最終的には、全部通し番号の条文にしてもらったわけですが、言うまでもなく、それは、他の条文や注に引用されていた章節ごとの番号を通し番号になった条文番号に直すことも含んでのことですから、大変厄介な、しかも間違えたらいけない作業です。このような面倒な作業を、ただの1度の誤りもなく遂行してくれたのが、事務局です。

このプロジェクトの事務局は、基本的には国際民商事法センターの事務局が担当して下さったのですが、直接に今述べたような作業してくれたのは、矢吹さんが途中から入って取りまとめに当たって下さいましたが、実働部隊は、畑中久彌さん(東亜大学)、吉本篤人さん(明治大学大学院)、河野憲一郎さん(一橋大学大学院)の3人です。あの事務局の役割は非常に大きかったと思います。あれがなかったら、これほど円滑に作業が進まなかったのではないかと思うのです。今後も法典起草支援のような作業をするのであれば、ああいう事務局が不可欠ですね。

松下 いま竹下さんがおっしゃったことと関係するのですが、条文は1回作ったらその後は手をつけないということはありません。その後起草した条文との関係、あるいは現地での用語確定会議での議論を踏まえて条文の文言を修正するというプロセスを何回も経ますので、条文のバージョン、版の管理が非常に重要なのです。作業部会では、各起草担当者が自分の起草した条文の版だけきちんと管理してそれを事務局へ送りさえすれば、

事務局で全体の最新版を盛り込んだものを随時作っていただけました。常に最新版の条文を前提に議論できた、というのは当たり前のことではなく、事務局の非常に大きい努力の上に成り立っていたのだと今さらながらに思います。

矢吹 事務局の話を見せていただきますと、当初は事務局という部門はなかったのです。プロジェクトが2年目になりまして、民法と民事訴訟法の2つの起草チームのスケジュールが調整できない事態が発生しました。例えば、現地セミナーをする際の通訳の調整について、両作業部会で調整がうまくいかないことが生じるという件が多々ありまして、両部会を調整する意味でプロジェクトの監理をする部門が必要だろうということでできたのが事務局です。

その後、プロジェクトの工程管理までさせていただいて工程表を作り、先生方にいろいろとお願いしてまいりました。この事務局に畑中さん、吉本さん、河野さん、お3方に入っていて大変熱意を持って活動していただいています。

田中 有斐閣の編集者と同じような仕事もしていたわけですね。工程表で、スケジュールがビッシリ決まっています、何月何日、誰々先生、何条まで仕上げで提出、翻訳にいつ回し、クメール語版について現地用語確定会議という現地側のワークショップを経て、それで質問が来たりしますが、手直した版が何日までに出来て、というのがきれいな一覧表になっているのです。誰かがサボっていれば一目瞭然という状態で、皆さんサボるにサボれず、1度も工程表のスケジュールに遅れることなく進みました。それが非常に素晴らしいと思います。

工程表の管理も、ただ単に先生方に「何日までをお願いします」ではなくて、クメール語への翻訳をしてもらえる人が実質2人しかいないわけです。その2人が現地でのワークショップもあり、民法草案の翻訳もあり、ほかのいろいろな関連する作業で民法・民訴法両部会からの要望の緊急度を勘案しながら翻訳していますので、工程表の管理は非常に大変だったのです。すべての部会の議論について変更箇所を正確にチェックして、記録して、最新版に作成してという、地味ですけども重要な作業をしていただいていたと思います。

4 翻訳及び通訳

上原 いま翻訳の話が出ましたので、この点につき



お話を伺いましょう。起草作業は、先ほど申し上げましたように、日本語で条文案を作成してクメール語に翻訳したものをカンボディアが検討し、カンボディア側との口頭での議論も、日本語とクメール語の通訳を介して行ってきたわけです。この関係で翻訳、通訳の重要性は言うまでもないことなのですが、この翻訳、通訳を巡る問題あるいは翻訳を前提として条文案を起草する場合の留意点などについてお話をいただきたいと思います。大村 法律用語の概念の把握という点では、言葉が極めて重要な問題です。我々が外国法、特に英米法のように法系の異なる国の法を研究する場合にもそういう問題にぶち当たるのですが、法律用語の概念が日本法とかなり違う、あるいは、概念が基本的には似ているのだけれども少しずれている、外延の問題というのでしょうか、そういうことがあってなかなか理解も難しいということを経験しているわけですが、日本語とクメール語との間でも同様の問題があって、翻訳者は大変苦勞をされたように思います。

その昔、日本は義務という観念はあっても権利という観念がない。そういうところから近代法の移植を始めたわけですが、それほどではないにしても、概念とか用語については通訳・翻訳に当たられる方、現地の方々には相当な苦勞があったように思います。例えば、上訴については日本法の控訴、上告、抗告という概念をカンボディア民事訴訟法案でも基本的に使用したわけですが、そういう多様な上訴の区別がクメール語ではなかなか難しい、ということも指摘されました。英語に翻訳するときも控訴アペールとか上告アペールとか言いますが、それに似たたぐいの苦勞をされたようです。

他方で、我々のほうが規定の内容を少し変えて対応したこともありました。例えば、「財産権」という言葉がクメール語にはない、という指摘を甲斐さんたちから受けたのは、我々にとって非常に驚きだったわけです。日本の民事訴訟法では財産権上の訴えについて義務履行地に土地管轄が認められる。その財産権上の訴えという言葉がないと言われて非常に困って、この問題だけでも結構時間を使いましたが、結局、カンボディア民事訴訟法案では「債務の履行を請求する訴え」という表現で決着いたしました。財産権は債権だけではなくて物権も含むわけですので、債務の履行を請求する訴えという表現でいいのかという問題はあ

るのですが、これでも相当の場合をカバーできるだろう、ここでは言葉の創造が難しい、ということで条文の内容をそういうふうに変えたということがありました。

余談になるのですが、クメール語で裁判官を「チャイクローム」と言います。甲斐さんによると、これを日本語に置き替えると「典の子」という言葉に相当するそうです。「典」は日本語の辞書によると「儀式、行事」という意味のほかに、「書籍、典籍」あるいは「則、掟、規則」という意味もあるのです。そうすると、これは勝手な解釈かもしれませんが、チャイクロームというのは「法典の子」、裁判官は「法典の子」ということになるわけです。そう訳してもあながち間違いとはいえないのだろうと思います。なかなか文学的な含蓄のある表現という印象を受けました。

それに比べて英語のジャッジとか日本語の裁判官というのは非常にストレートな表現であって、機能的と言えれば機能的、大げさにいえば近代合理性を体現しているようなところがあります。そのような言語にも現れているカンボディアの伝統文化は尊重する必要があると思いますけれども、カンボディアも新しい時代の需要に応じた言語的な創造をやっていく必要があるのだろうと思います。

次に、用語確定会議について少し触れておきたいと思います。これは今回の民事訴訟法案の起草の上で相当重要な役割を担ったものだと思っています。プノンペンに駐在している長期専門家たちの発案で生まれてきたように思いますが、カンボディア・サイドで長期専門家と司法省のワーキング・グループや裁判官たちの間で、私どもの作った条文案に出てくる重要な法律用語を巡ってこの用語確定会議が持たれるようになってきました。昨年辺りからは毎週開かれ、場合によっては休日返上で開いているとも伺いました。このプロジェクトが始まったころのカンボディア側の主体性の欠如、我々が現地ワークショップに参加しても、そこでの説明や質疑応答の記録すら取らないで聞き流してしまっていた当初のカンボディア側の姿

勢を思い起こしますと、ものすごい変化でありまして、著しい進歩といってよいでしょう。

それはともかく、この用語確定会議を単なる翻訳上の作業として軽視することはよくないと思うのです。日本側が日本法の下で想定している概念がクメール語のある言葉で概念的にどこまで押さえられるか。それを見極めないと適切な翻訳も困難ですし、そもそもカンボディアの法律家たちに私どもの作った法案の意味内容が正確に伝達されていないことにもなります。それではいくら努力をして法案を作っても水の泡になりかねないわけです。その意味で、現地の人たちの模索の中から生み出された用語確定会議という方式は、草案の内容の正確な理解および伝達のために非常に重要な作業の場であったと思いますし、向こうの長期専門家の問題意識もそういうところにあったのではないかと考えています。

上原 翻訳とその後の関係での日本語表現の工夫という意味で、私も1つだけ印象深かったことを付け加えておきます。日本語ですと、漢字2字がさらに組み合わせられて4字の熟語になり、さらにまたそれを組み合わせるという形でどんどん新しい概念を作れるわけですが、クメール語ではそういうことができない。すべて「の」にあたる言葉で単純につながってしまうため、論理的なつながりが不明確になってしまう、という問題がありました。そこで、論理的な構造・修飾関係を明確にするため、単に名詞を連ねるのではなく、説明的な文章にする、という工夫が必要になります。今回出来上がった日本語条文案はそういう点で工夫をして、平たく言い換えるような表現がずいぶんと多くなったように思っています。

ところで、この翻訳作業に関係しまして、矢吹さんは国際民商事法センターの事務局にも関与され、翻訳作業全体の流れを管理するような仕事もされてきたわけですが、このような目で見ていかがでしょうか。

矢吹 先生方がおっしゃいますように、翻訳は起草支援の1つの中核作業です。したがって、翻訳に携わる有能な方をどのように選ぶかという点が重要です。また、その方たちに効率よく作業していただくための作業工程の監理という点も重要かと思えます。前者につきましてご紹介しますと、冒頭に申し上げたように、この民訴法起草前に4年間、カンボディアの法律家が日本で研修するというプロジェクトがありました。

その中で、通訳をしていただいた甲斐峰雄さん、那須芳恵さんに引き続き起草プロジェクトに参加していただきました。お二方ともカンボディアから日本に帰化された方で、甲斐さんはこのプロジェクト期間中に法学部に入り、法学部を卒業し、現在博士課程に進んでいらっしゃいます。

また、プロジェクト開始時に加わった坂野一生さん。この方は日本の大学の法学部を出られた日本人の方ですが、カンボディアの方とご結婚されて現地に長期に滞在されています。そのほかに、スワイ・レンさん、甲斐さんのお兄さんである甲斐俊樹さんにも参加していただき、全員で5名程度の有能な通訳の方を得たということは大変幸いだったと思います。

特に甲斐峰雄さん、坂野一生さんには翻訳の管理をしていただき、大変な貢献をされました。また、先ほど申し上げましたように、事務局で民法、民事訴訟法の翻訳作業の調整をさせていただいて、2年目以降は効率的に作業が進んだのではないかと考えています。

田中 用語確定会議の関係を始めたのは、現地の長期専門家でおられた坂野さんです。坂野さんから伺って非常に印象深かったことがあります。ジュリストの読者は法学部を出ておられる方がほとんどだと思いますから、法整備支援事業の意味がイメージしにくいかもしれませんが、民法も民事訴訟法もない所で裁判はどうやっているのか1回ご想像していただきたいのです。頼りになる法律がなく、常識と慣習法に従って裁判をしているわけです(刑事についてはUNTAC暫定刑事法があります)。ですから、坂野さんが最初に一番苦労されたのは、カンボディア側の起草担当の裁判官らに、草案の条文を読んでもらうことだったそうです。せっかく日本の先生方が起草してくださった法律がクメール語になり、「さあ、更に洗練されたクメール語にしましょう」と言って坂野さんがそれを見せても、条文を読んで、解釈して、裁判で適用するのだという発想がなかったわけです。

読者には、法学部の初学者であった頃に戻っていただいて、自分が初めて民事訴訟法を読んだときを思い出していただきたい。これを法廷でどう使うのかすぐにはわからなかったはずですよ。実際に条文なしで裁判をしている人たちに対し、その中で法の各規定をどう使うのかを含め、わかりやすく一義的なクメール語にするために、坂野さんが、皆に自分で読んで解釈して考えてみるよ

うに勧めながら用語確定会議を進めていったわけです。

その中で、カンボディア人の法律家も、だんだん積極的に質問を出すようになっていたり、自分たちの現状からするとこういう用語のほうが良いという主体的な提言をしたりして主体性がどんどん発揮されてきました。最初のころの用語確定会議では与えられた条文を読むだけの状態だったのが、去年から週4回、1回3時間ずつ頑張ります、今年になってからはほとんど連日集中審議をするという状態で、自分たちが理解できなかったことはすべて日本の先生にお聞きし、完成させるのだという熱意ある態度に変わりました。用語確定会議が担った「真の人造り」における役割と、理解を深めるための対話を重視したという点が、このプロジェクトがほかのドナーによるプロジェクトと全く違う特別な意義を持っていた特徴です。この点を是非ご理解いただきたいと思います。

大村 それは私も非常に強く感じます。最初の1年ぐらいは、我々が作った条文案が翻訳されて向こうに事前に送られているはずなのに、現地ワークショップに行ってみると誰も事前に目を通していないことが感じ取れました。しかし、3年目ぐらいになるとe-mailでどんどん疑問点が送られて来るようになりましたね。あれは用語確定会議の成果だと思っています。

5 現地ワークショップ

上原 既に指摘されておりますように、カンボディアとの共同作業による条文案の起草ということが法整備支援事業の大きな特色ですが、現地ワークショップは、その重要な柱となっています。現地ワークショップの様子についてご紹介ください。

松下 先ほどご紹介がありましており、現地ワークショップは合計13回行われました。大体3カ月に1回ぐらいの頻度ではなかったかと思っています。1回について現地で2日又は3日のワークショップを行いました。現地側からは司法省や他の省庁から人が来られ、さらに裁判所、弁護士会から人が来られたかと思っています。

日本からは作業部会のメンバーが2、3人ずつ交替で行って行っていました。1人当たり大体4、5回は行っている勘定ではないかと思っています。日本の作業部会で検討した条文案をあらかじめクメール語に翻訳してもらって現地に送っておき、ワークショップ現場ではその作成した条文案を、1回で数10

カ条くらいだったと思いますけれども、逐条で説明し議論、質疑応答をするという段取りだったと思います。

1つ付け加えたいのは、現地で説明する条文は、そのときに行くメンバーが起草した条文とは限らず、むしろ、誰が起草したかとは無関係にメンバーを決めていたということです。言い換えますと、対外的には全員で全体について責任を持つ態勢だったということです。もちろん、現地ワークショップの様子は帰国後の作業部会で報告をし、現地に行かなかった起草担当者に条文の修正を求めるというフィードバックをしていました。

現地ワークショップの意義ですけれども、1つは、言うまでもなく現地の多数の人に原案の内容を説明し、原案について周知を図ることができるということです。併せて、現地での感触がすぐわかりますので、持って行った原案について修正が必要な場合には修正の方向について感触を探ったり、議論の上でその場で修正案を提案したりできるということも現地ワークショップの意義であろうかと思っています。

しかし、意義はこれに止まるわけではありませんが、既にここで何度も繰り返されているように、人材の育成の場として機能してきたことは見逃すことができないわけです。こちらからの説明と、それを踏まえた議論の過程の中で、現地の法律家が急速に理解を深めていったのを、日本側の作業部会の全員が実感していると思います。

上原 最初の頃のワークショップでは、的を外れたような質問も多かったのですが、3年目辺りになると、カンボディア側の出席者の中に条文案やそれまでのワークショップでこちらが説明したことを非常によく理解している人がいて、「その質問は意味がない」ということで仲間うちで議論が整理されたりする。そういう意味で、人材も育ってきたのではないかという印象を持ちました。

IV 今後の課題

1 実施体制の問題

上原 法整備支援事業、とくにカンボディア民事訴訟法起草支援事業の現実の姿が、読者の方々にも、明確になったのではないかと存じます。最後に、この新しい事業をめぐる問題点を指摘いただき、今後より良い成果をあげるためにはどういうこと

に注意したらよいか、お話をいただきまして、本座談会の締めくくりとしましょう。まず、このプロジェクトの実施体制に関しては、いかがでしょうか。

竹下 冒頭にも話がありましたように、ODAが相手国国民の日常生活上の基盤整備から法整備支援というかなり高度なところまで発展していったのは大変評価すべきことだと思います。もちろん、国民の日常生活に必要な基盤整備は、そのような援助を必要とする国が今後も出てくる限り、将来とも重要性を失うことはないと思います。しかし、そのこととは別に、ODAを法整備支援という方向へ発展させていったのは、政府開発援助を実際に担当している国際協力事業団等の見識だろうと思います。

ただ、このプロジェクトを実施している過程で、いくつかの問題を感じたことも事実です。それは、一括して言えば、プロジェクト全体の管理運営あるいは執行の中核機能を担う主体が必ずしもはっきりと確立されていないということになるかと思っています。おそらく、国際協力事業団としては、いろいろな国からの法整備支援の要望に応じて、それぞれの国にどういう順序で、どういう内容の法整備支援をしていくのか、人材養成だけでよいのか、法典起草支援も必要かということ、政府開発援助全体のあり方という視点から責任をもって調整する作業は、的確にやっておられるのだと思います。ただ、そのような全体的視点から決まった特定のプロジェクト、我々の例で言えば、カンボディアの民法・民事訴訟法起草支援プロジェクトということになりますが、そのような特定のプロジェクト全体の責任ある管理運営ということについては、いくつか問題があったように思います。

1つは、対外関係で、これには援助の相手国との関係と国際機関・他のドナー国（援助国）との関係との2面があります。このうち援助の相手国、つまり今回の例で言えば、カンボディアということですが、カンボディアの内部事情としても、これまで話に出たような形の民事訴訟法典の起草支援作業を実施する過程で、いろいろ障害ないし隘路が出てくる可能性があります。例えば、閣僚評議会との関係、司法省以外の他の省庁との関係などですが、その場合に、日本側としていかに対応していくのが問題になります。また国際機関・他のドナー国が、それぞれの立場から民法・民事訴訟法以外の法整備支援をやっているわけですが、そ

れが、日本側の方針と必ずしも一致しない、あるいはこちらの起草した法案の内容と抵触する法案を起草してくる場合が出てくる。これらの場合に、誰が責任を持って、これらの障害の打開や問題の解決・調整をするのか。しかも、それらの問題は、しばしば迅速に対応することを要する場合がありますが、それが、どうも対応すべき責任主体が明らかではなく、組織的に、適切な対応がなされているのか不安に思うことができました。

いま1つは、日本側内部の問題になりますが、このようなプロジェクトは、国際的な公約ですから、何時までどういう作業をすると合意したら、全体のスケジュールの進行を見ながら、責任を持って約束を履行できるよう管理する必要があります。しかも単に期限を守るというだけではなく、作業の質も保障できるようチェックして、日本としての責任を果たせるような体制を整備する必要がある筈ですが、この点でもやや疑問に思うところが見受けられたように思います。

このような意味で、今後の問題としては、特定のプロジェクト全体の管理運営の責任体制を確立する必要があるように思います。例えば、国際協力事業団で言えば、国際協力事業団の中に地域別のセクションだけではなく、リーガルセクションといますか、法整備支援を固有の任務とするセクションができて、そこに法曹有資格者が配置され、そのセクションのメンバーが、法整備支援全体の企画を考えるだけではなく、特定の法整備支援プロジェクトに対しても、常時、関心を持ちあるいは監視の目を光らせて、それぞれのプロジェクトについて、いまだどういう問題があるかを掌握して、迅速に対応する。今後法整備支援事業を大きく展開させていくには、そのような体制を作ることが必要なのではないか、というのが、今回の経験を通して私の感じたところです。

三木 法制度の構築というのは、一国の政策あるいは政治と、どうしても密接にかかわる分野だろうと思います。支援国が相手国の政治や政策の形成過程にどの程度コミットすべきかという本質的な問題もありますが、かりに極力コミットをしないような姿勢をとるとしても、事柄の性質上、場合によっては全くコミットしないわけにはいかないこともあろうかと思っています。

冒頭に述べましたように、我が国にとって、他国の法制度を直接的に支援することは初めての経験ですから、国際協力事業団においても、いろい

ると手探りの部分があるかと思えます。したがって、そうした相手国の政治や政策とどうかかわっていくかということについては、まだまだ十分な認識と態勢がとられていないように思えます。

さらに申しますと、そうした問題は、国際協力事業団だけで引き受けるべき問題かということも、検討すべき課題だろうと思えます。外交に関係する問題でもありますし、国際法務にも関係しますので、我が国の外務省や法務省が、もう少し直接的にかかわっていく分野というものも、今後考えていかなければいけない問題ではないかと思えます。

矢吹 1つだけ申し上げます。法整備支援は例えば立法支援で言えば法律を起草しただけでは終わらないわけで、それを相手国に根づかせる作業が長期にわたって必要です。その場合に、オールジャパンで多くの機関が参加することが必要であると考えています。

私も、竹下さんと同じように、国際協力事業団には法務部門の充実ということを以前から申し上げていますけれども、加えて手法の柔軟化ということも申し上げたいと思えます。つまり、大きなプロジェクトを小分けにして外部に委託し、委託機関がその成果物を評価するという方法があってもいいのではないかなと考えています。日弁連が実施しています開発パートナー事業もその1つの例ですけれども、そういったいくつかの手法をお考えいただければと思います。その際に重要なのはプロジェクトの評価ということで、法整備支援の成果物を適正に評価できる体制が国際協力事業団の中に構築されることが急務ではないかなと思えます。

田中 法務省では、この法整備支援活動が1994年ごろに始まりましてから急速に広がりを見せましたので、2001年に法整備支援を専門にする国際協力部を設置しまして、できる限りの体制づくりを進めています。国際協力部ができてからは、国際協力事業団に対しても従来より積極的に「こういう計画を立てる必要がある」などという提言もしております。改善の方向に動きつつあると思うのですが、事業団自体には、世銀の法務部のような法律専門家の担当者がいないので、計画策定や評価のあり方などでの理解を得るのが難しい面もあることは否定できません。

今後は、より一層広い視野で法整備支援事業をやっていかないといけないと思っています。個別

の支援計画の策定の問題もありますけれども、私たちがいま法整備をしている対象国はASEAN（東南アジア諸国連合）の加盟国の中でもシニアASEANに必死で追いつこうとしているジュニアASEANに属してしまっていて、そういうASEAN内部での各法律分野のハーモナイゼーション活動が非常に活発なのです。

また、基本法と同時に先進的な経済法や最新の法律分野も同時並行的に動いていくというダイナミックな過程にありますので、隣国同士を比較対照させながら刺激し合って法整備を進める手法も採るべきであろうと思えます。そうすると、経済産業省主催の単発的なWTO関係のセミナー、APEC関係のセミナーなど、JICA以外が主催する法整備関連の支援事業もいろいろあるわけですが、それらを日本国政府全体で総合的にリンクさせ、より効率的な事業活動をするということが必要になってくると思えます。国際協力部は、毎年、法整備支援に関わる方々にお集まりいただいて法整備支援連絡会を開催しておりますが、これもこのような問題意識によるものです。

上原 いまの実施体制に関連して、他の方でご意見はございますか。

大村 全く皆さんのおっしゃるとおりだと思います。繰り返しになるかもしれませんが、作業部会の我々学者側は、途上国援助とかJICAの事業などについての予備知識もありませんでした。そのせいもあるのですが、スキームの枠組みそのものがどうもよくわからないままに作業が始まりましたし、いまでも十分にわかっているとは言えないと思うのです。

JICAの側も初めての法整備支援の事業ということで手探り状態だったのではないかと思うのですが、作業部会メンバーのほうは、企業等による技術援助のレベルの事業と同じような感覚で扱われたのではないかと、という気が若干しないでもない面があるわけです。ですから、先ほど来出されておりますご意見には全く賛成でありまして、この4年間の経験を踏まえて、法整備支援事業に関する我が国の新しい枠組みというものをぜひ構築していただきたいと思えます。

上原 いま大村さんが指摘されたこと、私も同感です。既に矢吹さんが指摘されたように（12参照）、このような事業にかかわる人たちは、どういう立場であろうとも、ほんらいの各人の職務とは別に、ボランティアとして取り組んでいると思えます。

少なくとも営利事業ではないということは弁護士さんでも共通ですし、まして我々研究者は当然そういうことになるわけです。そういう点が従来のJICAのODAの事業とはかなり違うということで、そういうものにふさわしい体制を作っていかなければならないということが言えるのではないかと思います。

2 人材の問題

上原 もう1点、人材の問題についてお話ししたいのです。さきほどの翻訳の問題あるいは派遣される長期専門家、こういった人たちについて適当な人材を得るのが難しいということがあると思いますが、その点はいかがでしょうか。

大村 こういった事業に関する限りは、単なる翻訳者・通訳者という捉え方は十分ではないと思うのです。日本語と現地語での間の単なる意思疎通の問題だけではなくて、非常に高度な専門的な内容のコミュニケーションを媒介するという難しい仕事をすることになりますので、両国の法制度とか法律的な概念について相当ハイレベルな理解を有している専門的な方でないと、翻訳も通訳も務まらないということが我々の経験から言えると思います。

今回のカンボディアにつきましては何人かの通訳、翻訳の方がいらっしゃいましたが、特に坂野さん、甲斐さん、こういう希な条件を備えた方がいたことは、先ほど矢吹さんご紹介のとおりでありまして、非常に幸運なことだったと思います。ただ、いかんせん人数が少ないために、民法と民事訴訟法の両方の作業が彼らに集中しまして、ほとんど私生活を犠牲にして頑張らざるを得ない状況に追い込んでしまったと思います。1年に数十回も日本とカンボディアの間を往復せざるを得ないわけです。

今後、別の国について法整備支援事業を展開していくためには非常に大きな教訓になるのではないかと思います。いつもそういった高い能力を持つ方が存在することは期待できませんので、どうやってそういった人材を育てるかということが今後の課題になると思います。これは即席に作ることはできないわけでありまして、とにかく優秀な人材を留学生として招いて少なくとも5、6年かけてこちらで勉強していただくことが必要なのではないかと思います。そういうことをいろいろな国について、法整備支援に先行してやっていかない

といけないのではなからうか。

なお、これは発展途上国への援助において共通に見られる問題点ですけれども、そういう場合に特定の人だけが招かれて特定の人だけが経済的な利益を得てという、ほかの人のやっかみを招くというような事態も起こりうるようです。そういう形での摩擦にも配慮するということが留意点ではないかと思います。

矢吹 通訳の育成についてですが、大村さんがおっしゃったように、大変重要な問題です。時間をかけて育成するために、名古屋大学等で学部のレベルの学生に日本語で法学を勉強してもらうことが大切ではないかということが最近言われ始めました。従来は日本でLLMコースとあって、大学院レベルを英語で講義するコースにアジアの方たちを招いていたわけですがけれども、長期的なことを考えれば学部のレベルで日本語で日本の法律を勉強してもらうことが必要だということでもあります。そういう方たちが本当に出てくれば後は充実した翻訳態勢になるのではないかと思います。

田中 カンボディアではなくて恐縮なのですが、先ほど触れましたとおり、ヴィエトナムでも日本の駐ヴィエトナム長期専門家に法学部で日本語で講義してほしいという要望があり、専門家が定期的に講義しています。今後は、正式な支援プロジェクトに乗せた上、日本の大学等とも協力し、日本語の語学のコースと日本語での日本法学の講義をセットにした課程を設けたいという要望が来ておりまして、これも日本の支援が評価されている1つの証かなと思っています。

松下 現在、長期専門家として弁護士の方が行っているのはいろいろな意味で有益なことが多いわけです。あちらでの情報収集とか日本側で作った原案の向こうでの説明等について非常に大きい役割を果たしているのは先ほど来指摘のあるとおりです。原案の趣旨を卒然としかも十分に理解していただけるためにはかなりの法律知識が必要で、そういう意味では法曹有資格者、しかもかなり経験のある方でないとなかなか難しかろうという気がします。

また、現在は弁護士の先生に行っていただいているわけですが、裁判官や検察官の方も行っていただく意味があるのではないかと。それぞれの職種での経験を活かして現地での活動をすることは意義深いことだと思います。人のやり繰りとか、確かに大変だとは思いますが、裁判官や検察官の

方も現地に行っていたかのようなことが実現できればいいなと思っています。

竹下 何人かは行っておられますよね。

田中 ヴィエトナムには裁判官1名、検事1名、弁護士1名。カンボディアに弁護士1名、ラオスに検事1名が行っています。いまインドネシアにも1人派遣してほしいという強力な要望があります。

松下 1つの国に複数の職種の日本の法曹が行くのは特に意義深いのではないかと思います。

田中 そうなのです。理想論としては法曹三者全員が行くのがいちばんいいのです。こういう法整備支援事業をやってみてわかるのですが、立場の違う法曹三者が協力し合わないと日本の法制度をセットで技術移転することができません。

矢吹 専門家、参加される研究者、実務家に共通して言えることですけれども、法整備支援が日本で評価されることが重要で、評価されることによって参加される方も増えてくるということです。法整備支援が始まって、もう4、5年経ちますから、法整備支援の意義を我が国で広く評価していただくことが大事なのではないでしょうか。

三木 いま矢吹さんがおっしゃったように、日本の国内における評価がなければなかなか実現しないことですけれども、中長期的には我が国の若い人たちのレベルにまで、法整備支援の意義というもの認識を下ろしていくことも必要なことだと思います。

個人的な話で恐縮ですけれども、私は、旧ソ連が崩壊して間もない時期にアメリカのロースクールに留学しておりました。そのときに見聞したことですけれども、ロースクールの授業の中で、旧共産圏に対する法整備支援の話が普通に取り上げられていました。また、驚いたことに、ロースクールの1年生や2年生というまだ法律を学んで間もない学生が、気軽に旧共産圏に出かけて行って、法整備支援の手伝いをするということも見られました。

法整備支援というと非常に高度なことばかりに目が行きますけれども、全く資本主義体制の法律を学んでいない人々にとっては、学生のレベルでも、いろいろとお手伝いできることがあるように思います。さらにそれだけではなくて、そうした経験は、当の学生にとっても非常に大きな財産として跳ね返ってくるということで、教育の面から見ても意義深いことだと感じました。

このような学生レベルの参加は、従来の日本の

法学部では、過酷な司法試験体制の下で夢物語だったのですが、2004年から法科大学院が発足して、それが理想どおりに運営されていくなれば、我が国でも現実の問題として考えてもいいことではないかと思っています。

田中 先ほど、法整備支援事業をやって教えられることも多かったとおっしゃいましたけれども、私個人も非常に勉強をし直さないといけないことがたくさんありました。初歩的であると同時に根源的な質問がたくさん来ますので、法の根本に立ち返らないと答えられないのです。うわべだけで理解していたつもりになっていたことについて、もう1度深く法の本質に則り、法制史を遡って調べ、なぜこの制度になっているのかを調べ直し、考え直さないといけないことがたくさんありまして、非常にたくさん勉強せざるを得ませんでした。そういう意味では、「法」というものに対する理解が私なりに深まったと思っています。

その中で、日本の法制度の欠陥とか改善すべき点も非常に明らかに増えてきた部分もありました。僭越な言い方ですけれども、こういう作業をした方は、ここにいらっしゃる先生方も含め、皆さんひとまわり成長されたのではないかと思います。上原 いま三木さんが指摘された若い日本人の人材でこういう法整備に向けての人材を養成する必要があるということで、例えば JICA でも既にその種の研修事業をやっています。松下さんもされていますが、私もそういう研修で講義をしたことがあります。ところが、最近の話では、弁護士さんをはじめ社会人で、直接そういう仕事に就くことを念頭に置く人を対象とする研修は続いているけれども、学生、大学院生については、研修は受けたけれどもその後そういう仕事に入って来る人が少ないので、募集はやめたというような話を聞きました。それは少し残念な気がします。研修の成果がただちに法整備支援事業自体に反映しないにしても、広くそういうことに興味を持つ人々を育てていく必要があるのではないかという気がしています。

竹下 先ほど矢吹さんが言われたように、法整備支援自体の意味を日本でもっと広く理解してもらって、これは日本の法律家の1つの国際的な責務なのだという意識を持ってもらわないといけない。その意味で、今日の座談会のために、『ジュリスト』が誌面を提供して下さったことは大変ありがたいと感謝しています。

矢吹 法整備支援は、法律学、法社会学、開発援助学とか、いろいろな学問の分野にまたがっているものですから、これがどういう学問分野かというところを明確に認識できなくて、そこが研究者の方々が戸惑うところではないかなと思うのです。

田中 この事業のいいところは学際的活動にあると思うのです。例えば、ラオスに対する支援をやる時は立法から始めないといけないので、国会の衆議院法制局の方に現地に行っていたいで「立法とは」というセミナーをやっていただき、法律の起草のために学者や実務家の先生に行っていたで、運用を指導するために法曹三者がそれぞれ教える。そういう、法を作るところから使うところまで総合的・体系的に経験でき、それぞれの立場の方が協同作業を行うという稀有な場でもあるのです。

上原 最後にご意見・ご感想などございますか。

矢吹 法整備支援は、顔の見える国際協力として、今後益々日本の外交に貢献することが期待されていると思います。そのためには、法整備支援に関与する法曹や研究者の方々の裾野が広がっていくことが必要です。また、法曹三者や研究者の方の中で適材が、有機的にチームを組んで事業に参加できる仕組みを作り上げることも求められています。我が国の司法改革でも法曹の国際化が唱われていますが、国際的法整備支援に参加する方が今後ますます増えていくことを期待しています。

松下 率直に申し上げて、このプロジェクトはとにかく忙しくて大変だった、と思い出すと同時に、一国の民事訴訟法案という大きな構造物を作り上げる場に参加できて光栄であったのに加えて、日本法の勉強にも非常に役に立った、ということを感じます。また現地の法律家との交流を通じて、月並みな言葉ですがやり甲斐を十分に感じる事ができました。今日も既に話が出ましたが、条文は作って渡せばそれでおしまい、というものではないと思いますので、引き続き、何らかの形で、法制度整備支援事業に関与できればと念じています。

竹下 今回、われわれの民事訴訟法作業部会として、一応完了することのできましたのは、「カンボディア民事訴訟法典（案）」の起草です。実は、まだそのアフター・ケアの仕事が残っています。アフター・ケアとしては、1つは、この草案自体およびこれが無事に国会を通過した場合の民事訴訟法典に対する理解の普及あるいは研修などを通じて

の啓蒙作業があります。今ひとつは、執行官法などの付属法令の整備で、これもわれわれの引き受けるべき責務であろうと思います。この点は、作業部会のメンバーの共通に了解しているところです。その意味では、まだわれわれの仕事は終わったわけではありませんが、一区切りがついたところですので、若干の感想を申し上げたいと思います。何と言っても、この4年間ともに苦勞をする過程で、このプロジェクトのカンボディア側メンバーの皆さんとの間に深い信頼関係、友好関係を築くことができたことが、大きな収穫であり、感慨深いものがあります。4年の間に、昨年10月の記念セミナーを含めて5回プノンペンを訪れましたが、この4年の間におけるカンボディアの国民の生活水準、街の治安を含めた国民生活の安定性には大きな発展があったと思います。それを大変嬉しく思う程、カンボディアという国、そこに住む人々、カンボディアの文化に親近感をもつようになりました。日本民事訴訟法学界の中堅として、超多忙な委員の皆さんには、大変なご苦勞をおかけしました。皆さんがこのプロジェクトの意義を評価して、献身的に協力して下さいましたことに、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

上原 他にも多くのご意見がおりと思いますが、予定の時間も過ぎてしまいました。出席者の皆さんは、4年あまりにわたってカンボディア法整備支援事業に携わり、多大のエネルギーを費やしてこられました。新しい事業であるだけに、とまどいを感じずる点も多くありましたが、国際社会において我が国の置かれた立場や明治時代以来の我が国の西歐法継受の歴史の中で、大変やりがいのある仕事に参加する機会が与えられ、貴重な体験をさせていただいた、というのが、この出席者の皆さんに共通の感想であると思います。この座談会がきっかけとなって、より多くの方々が法整備事業に関心をもたれ、直接・間接にこの事業を支える人材の層が厚くなることを願っています。そうなれば、この新しい形の我が国の国際貢献は、世界において、より一層高く評価されることになるでしょう。本日はどうもありがとうございました。

(2003年2月5日開催)